平成31年第1回教育委員会議事録

平成31年1月9日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

場 所教育委員会室

出席委員教 育長井出 隆安 委 員對馬 初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員折井 麻美子

出席説明員事務局次長田中 哲 教育企画担当部長 白石 高士

学校整備中村一郎 生涯学習担当部長 鈴木 雄一 担当部長中村一郎 中央図書館長

庶務課長都筑 公嗣 学務課長髙山 靖

特別支援 前部 吉成 学校支援課長高沢 正則

学校整備課長渡邊 秀則 学校整備 岡部 義雄

生 涯 学 習 本 橋 宏 己 済美教育センター 平 崎 一 美 推 進 課 長

済美教育センター 就 学 前 教 育 東 口 孝 正 中央図書館次長 加 藤 貴 幸

副参事倉島恭一

担当課長

事務局職員庶務係長佐藤 守 法規担当係長岩田 晃司

担 当 書 記小野 謙二

傍 聴 者 1名

会議に付した事件

(議案)

議案第1号 杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則

議案第2号 杉並区立富士見丘小学校外2施設改築等工事に伴う基本 設計及び実施設計業務受託者候補者選定委員会の設置に ついて

(報告事項)

- (1)教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について
- (2) 平成30年度杉並区教育委員会教職員表彰及び杉並区文化栄誉顕彰について
- (3) 富士見丘小学校・富士見丘中学校改築基本計画の策定等について
- (4) 平成30年度「小学生名寄自然体験交流事業」の実施報告について

目次

議案																																
	Ī	議	案	第	1	号		杉	並	区	教	職	員	住	宅	規	則	0)	_	部	を	改	正	す	る	規	則	•	•	•	•	4
	Ī	議	案	第	2	号		杉	並	区	<u>\frac{1}{1}</u>	富	士	見	ケ	丘	小	学	校	外	2	施	設	改	築	等	工	事				
								に	伴	う	基	設	計	及	び	実	施	設	計	業	務	受	託	者	候	補	者	選				
								定	委	員	会	0)	設	置	に	つ	١,	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	15
축	報	告	事	項																												
(1))	教	育	委	員	会	の	権	限	に	属	す	る	事	務	に	お	け	る	教	育	長	0)	臨	時	代	理				
			\mathcal{O}	報	告	及	び	承	認	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
(:	2))	平	成	31	年	度	杉	並	区	教	育	委	員	会	教	職	員	表	彰	及	び	杉	並	区	文	化	栄				
			誉	顕	彰	に	つ	<i>(</i>)	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(:	3))	富	士	見	丘	小	学	校	•	富	士	見	丘	中	学	校	改	築	基	本	計	画	(T)	策	定	等	に				
			つ	<i>\</i> \	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8
(4	4)	平	成	30	年	度	Γ	小	学	生	名	寄	自	然	体	験	交	流	事	業	_	0	実	施	報	告	に				
			つ	V	て	•	•	•	•	•		•	•	•		•		•	•	•	•	•			•	•		•	•	•	•	12

教育長 ただいまから平成31年第1回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に折井 委員との指名がございましたので、どうぞよろしくお願いいたします。 続きまして、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内 のとおり議案 2 件、報告事項 4 件を予定しております。 以上でございます。

教育長 ありがとうございます。それでは本日の議事に入りますが、議案第2号につきましては、区の意思形成過程上の案件となっております。したがいまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項の規定により審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。 それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局より説明をお 願いいたします。
- **庶務課長** それでは、日程第1、議案第1号「杉並区教職員住宅規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。教育委員会では、教職員の福利厚生のため荻窪教職員住宅を設置しており、その使用料は、東京都教育委員会職員住宅管理規則に準じて算定した使用料を基準としております。また、平成21年度の杉並区教職員住宅運営委員会におきまして、使用料改定の基本的な考え方を決定し、3年ごとに改定すること。また、改定に当たりましては基準となる使用料と現行使用料との差額を改定額といたしますが、区職員住宅の使用料改定との均衡を考慮し、1回当たりの改定額の上限を家族住宅においては3,000円、独身住宅においては1,500円にすることとしたところでございます。

平成31年度は、3年ごとの使用料改定の年に当たることから、昨年12月に、杉並区教職員住宅運営委員会において使用料等の検討を行ったところ、近隣の家賃相場の変動率が前回の改定時よりも鈍化していること、また、使用料改定の基本的な考え方に基づき、家族住宅については6万5,500円に、独身住宅については3万2,700円に改定することを決定した

ところでございます。このことに伴い、教職員住宅の使用料を改定する ほか、教職員住宅使用許可申請書の性別欄を削除するなどを行うもので ございます。

改正の内容についてでございますが、議案の最後から2枚目に添付を いたしました新旧対照表をご覧ください。第13条第1項の表におきまし て、家族住宅及び独身住宅の使用料を記載のとおり改定するものでござ います。

次に、議案の2枚目裏面の様式をご覧ください。教職員住宅使用許可申請書を議案のとおり改めるものでございます。なお、改定前の様式につきましては議案に添付いたしました参考資料をご覧ください。下線または太線で囲んだ箇所を改めるものでございまして、申請者の性別欄を削るなどの改正を行うものでございます。

次に、議案の3枚目をご覧ください。附則でございます。施行期日は 平成31年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございま したら、よろしくお願いいたします。

- **教育長** 教職員住宅の入居申し込みの資格といいますか、あるいは入所後 の義務というか、そういったことは何か特別にあるのですか。
- 底務課長 資格としましては、杉並区の教職員住宅でございますので、家族用、独身用ともに杉並区の学校に勤務している者ということです。特段、入居についての、例えば管理義務とかそういうことを担っていただくとか、防災の関連で出動してもらうとか、そういったことは特段定めてはおりません。

なお、家族については10年、独身住宅については5年という年限の基準は設けさせていただいていますが、そのほかの特段のルールはございません。

ほかにはよろしいでしょうか。それでは、ないようですので、教育長、 議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第1号につきましては、原案の とおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第1号につきましては

原案のとおり可決といたします。

引き続き、報告事項の聴取を行いますので、事務局より説明をお願いいたします。

底務課長 それでは、報告事項1番「教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の報告及び承認について」、ご説明を申し上げます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務につきまして緊急に処理をしなければならない事由が生じ、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2の規定に基づき、教育長の臨時代理により処理したことについて報告をするものでございます。

今回の臨時代理により処理した内容でございますが、杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を昨年12月26日に杉並区教育委員会規則第15号として処理をしたものでございます。

次に、教育長の臨時代理により処理した理由について、ご説明を申し上げます。今般、東京都におきまして、職員のライフ・ワーク・バランスを推進する観点から、業務の都合等に応じて時期をずらした休暇の取得を可能とするため、本年1月1日より結婚休暇の取得方法の見直しを行うことといたしました。区費教員につきましても都費教員に準じて見直しを行うため、条例の規定に基づき、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、昨年12月26日に承認を得たところでございます。この承認の後、取得方法の見直しの開始日である1月1日までに規則を改正する必要がございましたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、昨年12月26日に規則改正をしたものでございます。

なお、改正した規則につきましては同日公布をしてございます。

次に、改正の内容につきましてご説明を申し上げます。資料の最後に添付をしました新旧対照表をご覧ください。第30条第3項の結婚休暇の始期を定める規定におきまして、「戸籍法に規定する婚姻の届け出をした日、または結婚した日のいずれかの早い日」との規定を「職員が選択した日」に改めるものでございます。

裏面をご覧ください。第38条第3項を削りまして、結婚休暇は結婚の日から1週間以内に申請するとの要件を廃止するほか、必要な規定を整

備するものでございます。

資料の2枚目をご覧ください。附則でございます。施行期日は平成31年1月1日としております。附則第2項は、規則の改正前後における結婚休暇の適用関係につきまして定めるものでございます。

以上で報告を終わります。規則の朗読は省略をさせていただきます。 よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。 私からは以上です。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございま したら、お願い申し上げます。

教育長 要は休暇を取りやすくしたということですね。

庶務課長 そのとおりでございまして、選択の幅が広がったということで ございます。

教育長 こういった、いわゆる条例等で定める休暇の取り方については、この間、先ほど課長から話もありましたけれども、働き方を見直していくという中で、ほかのものも、例えば配偶者の病気のときの介護休暇とか看護休暇、そういったいろいろな今まで取りにくいという言い方は語弊があるけれども、厳密に考えるとなかなか取りにくかったところを取りやすくする。取りやすくするということはいいことなのだけれども、そのことに対する周りの理解というか、これが進まないと制度は整理したけどなかなか取りにくいということがあるのは事実なわけで、これから、なぜこういった制度に改正したのかという意図をわかりやすく伝えて、休暇を取りやすくしていく、そういう同意を形成していく必要があるかと思います。ですから、こう変わりましたという形だけではなくて、なぜこうしたのかということ、それを行使することに対するお互いの理解を進めていく取組も必要ではないかと思いますので、よろしくお願いします。

庶務課長 ありがとうございます。まさに職員のライフ・ワーク・バランスというところに着眼しての改正ということでございますので、こういった機会を捉えて様々なバランスというもの、働き方改革に通じるようなところをしっかりと認識をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

ほかに、何かご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、教育長、報告承認の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、報告承認の採決を行います。

報告事項1番について、承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** それでは、異議がございませんので、報告事項1番につきまして は承認といたします。
- 庶務課長 それでは続きまして、報告事項2番「平成30年度杉並区教育委員会教職員表彰及び杉並区学校文化栄誉顕彰について」、ご説明を申し上げます。

資料をご覧いただければと思います。教職員表彰は、杉並区立小学校、中学校、特別支援学校、子供園に勤務する教職員等で、職務に関し有益な研究を遂げるなどのほか、模範とすることができると認められた場合、表彰の対象としてございます。文化栄誉顕彰は、杉並区内にある小学校、中学校及び特別支援学校に在籍する児童及び生徒が、文化活動に関し優秀な成績をおさめたと認められた場合、表彰の対象としてございます。

昨年12月14日に行われました各審査委員会で、別紙のとおり受賞者を決定しましたのでご報告といたします。教職員表彰は、個人19名、団体7校、文化栄誉顕彰は、個人27名、2団体の受賞となっております。受賞者名簿は別紙のとおりです。なお、名簿は個人情報のため、委員の方のみお配りをさせていただいております。

表彰式は1月18日、区役所第4会議室において教職員表彰は午後3時から、文化栄誉顕彰は午後4時半から実施いたしますので、教育委員の皆様にもご出席いただきますよう、よろしくお願い申し上げているところでございます。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、ございませんので、報告事項2番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、報告事項3番「富士見丘小学校・富士見丘中学校改築基本 計画の策定等について」、学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私からは、富士見丘小学校・中学校改築基本計画の策定等 についてご報告を申し上げます。富士見丘小学校・中学校の整備につき ましては、昨年11月に中間まとめとして一旦報告をさせていただいてい るものにつきまして、改築検討懇談会等の意見交換等を踏まえて、以下のとおり改築基本計画として作成するとともに、今後の取組をまとめましたのでご報告いたします。

1番、改築基本計画の主な内容でございます。資料として、改築基本 計画の冊子と概要がございますので、そちらの方をご覧いただきながら ということでお願いいたします。

- (1)、改築規模でございますが、小学校は18クラス、中学校が12クラス。延べ床面積が1万5,500平米。これには学童クラブ450平米を含んでございます。
- (2)、改築基本方針の主な内容でございます。改築のビジョンとして3点設定させていただいております。

1点目が、これまでの富士見丘小・中学校のそれぞれの伝統と特色を継承いたしまして、個々の小学校・中学校として改築をいたしますけれども、引き続き、高井戸小学校を含めた3校で小・中一貫教育に取り組むというものでございます。

2点目のビジョンが、隣接する高井戸公園の周辺環境などを生かしまして、改築を機に学習・スポーツ等の環境向上、あわせて地域防災力の強化を図るとしてございます。

3点目、地域最大規模の公共施設である点を踏まえまして、可能な限り小・中学校、地域が共用できる施設、さらには将来にわたって共存し続けられるような柔軟で効率的な施設といたします。

(3)、敷地活用及び建築計画の基本的考え方の1点目でございますが、検討したA、B、C、C´、4案ございましたが、そのうちC´を教育環境、道路防災、周辺の住環境の影響等を含めて総合的にすぐれているということで、現在の中学校の校地と隣接する小学校の移転用地として購入した土地に、それぞれ校舎を建てる。間にある区道、下水道については存置をすると。建築物を総合的に設計する一団の土地として活用する方法で、今後整備をしていくとまとめてございます。

2点目として、この一体的整備を機に効率的な校舎配置を実現する点から、中学校の既存校舎を含めて、全て改築でやると。一部の校舎を残さないということで考え方をまとめさせていただきました。

今後の課題が(4)にございますが、1点目は、小学校の移転に伴いまして、一部地域からは複数の幹線道路、環状8号線、放射5号線、甲

州街道等を越えて通学する児童が、非常に通学距離が長いというご指摘もいろいろ懇談会の中でもいただきました。その点も踏まえまして、ハード・ソフトの両面から通学路の安全確保、さらには指定校変更、公共交通機関の利用等の柔軟な対応について引き続き検討してまいります。

また、2点目、32年度以降に高井戸公園内に区が設置いたします予定の多目的広場がございますが、これにつきましては、平日の日中は小学校の運動場として活用して、その他の時間帯は地域の少年団体の利用、さらには一般開放するということで、東京都と引き続き協議をしてまいります。

裏面に参りますが、今後の取組でございます。 3 点ございまして、 1 点目、設計事業者の選定。本改築計画につきましては、敷地の隣接した小・中の一体的整備であり、さらには、大規模な公園に囲まれているというところで、そういった特徴的な立地を生かした設計が求められております。さらには、区道で隔たれた 2 つの敷地を一体的に設計するということから、基本方針の具体化、設計費、工事費の削減等々、これを評価する公募型のプロポーザル方式において行うことといたしました。

2点目、周辺道路の整備でございますが、周辺道路の整備につきましては、道路部門の方で、高井戸公園周辺道路整備方針が示されておりますので、それに基づきまして、富士見丘通り、さらには学校敷地周辺の道路を拡幅するということで、安全歩行の空間確保に努めるということにしてございます。

3点目、防災機能の強化というところで、当然、震災救援所ということになりますが、そういった設備の整備のほか、広域避難所でもあります高井戸公園、隣接する環境を生かした取組をさらに東京都、防災課、震災救援所の連絡会と連携して検討するとしてございます。

最後に、今後のスケジュールですが、1月に設計事業者プロポーザルを開始します。さらには区議会、文教委員会への報告、3月中には設計事業者の選定を経て、4月以降、基本設計、続いて実施設計を行って、33年度以降に改築工事に入ると、そんな予定でございます。

私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご ざいましたらお願い申し上げます。

久保田委員 1つ質問です。高井戸公園を小学校の校庭の関係というか、

まだ、今後都と検討していくということではありますが、現時点では、 イメージとしては、小学校校庭と公園の関係でいうと、杉並第十小学校 のような校庭、蚕糸の森公園みたいな利用なのでしょうか。

- 学校整備課長 一応、今、東京都とお話ししているのは、杉並第十小学校のようなものを最初にイメージして、公園と校庭が一体的なと考えていたのですが、やはり公園側に幼児を含めてたくさんの方が来園されるということで、球技などでボールが外に出た場合にけがだとか、そういった恐れがあるということがあるので、何らかの防球ネット的なものは整備する必要があるということでございますが、イメージ的には杉十小のように公園の中にグランドがあると、そんなイメージでございます。
- **教育長** 多分、今後こういった話が、具体的に設計の段階に入っていくと、 一番その地域の方々の興味や関心が高いのは、防災の仕組みであるとか、 あるいは学校の教育活動以外に、地域のそのような文化・スポーツ的な 活動で使えるかどうか、さらには、日常の生活の中で様々な問題や課題 やいろいろなことを解決していく場として、学校の施設・設備を使うこ とができるか、そういう要望が多分出てくると思うのです。

願わくば、そういったこと全てを満足できるようにつくっていければいいのですけれども、なかなかそうはいかないと。そうなると、何を優先して、あるいは何を長期的に考えていくかということも出てくるので、地域の意見を伺う機会を大事にして、そういったアイデアや知見を生かす、反映することができるようなこれからの取組をお願いしたいと思います。多分、いろいろ具体的に出てくると思います。その中には、なるほどねと思うこともあるかもしれませんから、そういったところに耳を傾けていく必要があるかと思います。

- 学校整備課長 今、教育長からご指摘をいただいたように、既に懇談会の中でも、いろいろな地域で、こういった施設が中に入ればありがたいとか、ぜひ貸してほしい、地域のためにというご意見をいろいろといただいていますので、今後、設計の中でも意見を聞きながらということもございますので、その辺はしっかりやってまいりたいと思います。
- 伊井委員 計画条件の中に、児童生徒数・学級数の推計というところがあります。ページでいうと12ページになりますが、入学者数の想定といいますか、これまでどのような形でやってきたかというところ、詳細に私は存じ上げているわけではありませんが、かなり見通し的には具体的に

試算していらっしゃると思います。よくこれだけのことをパーセンテージでも出していらっしゃるなと思うのですが、それでもなかなか想定できない。これまでも学校が建った後、生徒さんが増えているという傾向がありますので、校舎の内部については今後だと思いますが、小学校で3クラスを、中学校で4クラスを想定していますが、増えたときにも多少の融通がきくような教室配置といいますか、広さ的に厳しい部分もあるかと思いますが、そんな点もご配慮いただけたらいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

学校整備課長 今、伊井委員のご指摘のように、これはあくまでも想定で 18クラス、中学校は12クラスでやっていますが、さらに、予備的に普通 教室にすぐ転用できるような部屋。要はしつらえがほぼ同じ、面積が同 じのものを置いておいて、万が一にこの推計よりも多くなった場合にも 対応できるようなフレシキブルな設計というものを目指していくと考 えてございますので、よろしくお願いいたします。

庶務課長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項3番につきましては以上とさせていただきます。

それでは、報告事項4番「平成30年度『小学生名寄自然体験交流事業』 の実施報告について」、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは「平成30年度『小学生名寄自然体験交流事業』 の実施報告について」、ご報告をいたします。

今回、折井委員にもご引率いただきまして、12月26日から28日までの3日間、名寄市の方に区内在住の小学校5、6年生25名を連れていってまいりました。目的、対象、現地での体験・交流内容は記載のとおりでございます。

今回の体験交流の成果でございますが、3に記載の交流内容については、ほとんどメニューを消化することができました。ただ、「きたすばる」の天文台において、天体望遠鏡を使っての天体観測というのは天候が不順だったためにできませんでした。ただ、2日目の夜に、ちょっと消灯時間は過ぎていたのですが、9時半から10時までの間、天文台長のご協力によりましてレーザーポインターを使って、天然のプラネタリウムを子どもたちが直接観測することもできました。冬の名寄での様々な体験を通して、探求心が豊かな人間性を育むことができたと考えてござ

います。

今後の予定でございますが、学習相談会、保護者説明会を明日の6時から8時で予定しております。それを経まして、2月2日土曜日の午後2時からセシオン杉並のホールにおきまして、学習成果発表会を行う予定でございます。

なお、今回の交流事業の内容につきましては、年度内に報告書をまと める予定でございます。

以上です。

- **庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご ざいましたらよろしくお願いいたします。
- 折井委員 名寄に3回目で行かせていただきました。今回は、気温はそんなに低くなかったのですが、ずっと雪の降る中での活動でしたので、やはりちょっと寒さによってぐあいが悪くなるですとか、そういったお子さんも多かったかなと思うのですけれども、ただ、今回は、私にとっては看護師さんに一緒に行っていただく初めての経験だったのですけれども、やはり、プロがいるというのは心強いもので、本当に適切にみとってくださいますし、ずっと一緒にいて話も本当によく聞いてくださる看護師さんで、そのあたりのところで、とても安心感のある体験だったと思っています。

東京の方たちも、そして私たち引率者自身も28日に帰って来られるのかというのを本当に心配していたのですけれども、さすが旭川空港。何事もないような感じで運行されておりまして、無事に帰ってくることができました。お天気の都合で、天文系の課題を設定していた生徒さんが、この後、どう学習を進めていくかという点は気になるのですけれども、最初静かだった子どもたちはとても仲よくなりまして、意欲的に取り組んでおりましたので、きっと学習成果発表会でもしっかりと頑張ってくれると思います。

以上でございます。

庶務課長 ほかいかがでしょうか。

教育長 昨年、飛行機が向こうに着陸できなくて戻ってきた。今年は、たまたまというか予定どおりというか行ってこれた。私も何人かの人から「こんな時期に行かなくたっていいじゃないか」、「もっと気候がよくて安心して行けるときに行ったほうがいいのではないか」という話を聞

いたのです。私は、「いや、こんな時期だから行くことにしたのです」と話しましたが、なかなか理解してもらえなかったのです。名寄が交流自治体ということもあるわけですけれども、その関係も踏まえて、子どもたちが日ごろ体験をすることができない厳冬期の北海道の寒さを体験する、そういうことが目的でこの時期に設定してあるのですという話をしたら、何人かは「なるほどね」と納得はしてもらえたのですけれども、もしかしたら、なぜこの時期に子どもたちを北海道に連れていくかというそもそもの目的をもう1回みんなに理解してもらうことも必要かなと思いました。

こんな時期に行かなくたって、もっといいときに行けばいいじゃないかというのは、しごく真っ当な指摘なのだけれども、でも、そうではなくてあえて今この時期に行くということはこういうことなのですというのをいろいろなところで理解していただくような働きかけも必要かなと。そうしないと、飛行機が着陸できないようなことが何回か続くと「だから、こんな時期じゃないほうがいいのだよ」という話になってしまうけど、実はそうではないのですよということを、是非ご理解くださいというそんな働きかけもどこかで、こういう発表会の日なんかにしていくことも必要かなと思いました。

生涯学習推進課長 確かに冬の一番寒い時期ですので、飛行機が飛べない、着陸できないリスクは一番大きな時期だと思います。ただ、子どもたちの様子を見ていましても、例えば、雪も自分たちが経験している雪とは全く違う。例えば、雪合戦をしたくても雪が固まらないとか、そういう全く自分たちのイメージしている雪と違う。また、こちらで体験する寒さとは全然違う寒さを体験するということを通して、また、これはもう何回か行って感じることなのですが、実は名寄市の子ども自体もあまり雪遊びをしてないのです。ほとんど家の中で温かいところでゲーム遊びをしているので、名寄市の子どもたちも雪遊びの経験を改めてそこで杉並の子どもたちと一緒にするということで、大変に有意義だと感じております。

そういうような、どういう交流をしているかということを学習成果発 表会で皆さんにもお示ししていきたいと考えております。

教育長 よろしくお願いします。

庶務課長 ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項4番につきましては以上とさせていただきます。 以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で 審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、報告事項がございましたら、どうぞ。

底務課長 次回の教育委員会についてでございますが、定例会の日程を変更させていただきまして、1月28日月曜日、午後2時からを予定してございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教育長 それでは、これから以降は秘密会といたします。傍聴者の方は、 ご協力をお願いいたします。

それでは、改めまして、議案の審議を行います。

庶務課長、お願いいたします。

底務課長 それでは、日程第2、議案第2号「杉並区立富士見丘小学校ほか2施設改築等工事に伴う基本設計及び実施設計業務受託者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。

学校整備課長からご説明申し上げます。

学校整備課長 私から内容についてご説明をいたします。議案の2枚目、 1枚おめくりいただきまして、杉並区プロポーザル選定委員会条例第1 条の規定に基づきまして、以下のとおり教育委員会の付属機関としてプロポーザル選定委員会を設置するとともに、各委員の委嘱及び任命を行うとしてございます。

委員会の名称及び設置目的については記載のとおりでございます。設置期間につきましては、31年1月10日から受託者候補者の選定が完了する日までということで、3月末を予定しております。

委員会の委員の委嘱及び任命でございますが、1番目、区に勤務する 者以外の者として3名委員がございます。

高見澤邦郎氏、首都大学東京の名誉教授で、現在、富士見丘小・中学校の改築検討懇談会の委員もやっていただいております。都市計画がご専門の先生でございます。

2人目は、松枝廣太郎氏、杉並建築会の代表で、株式会社松枝建築計画研究所の代表もお務めいただいておりまして、建築のご専門。

3人目が、熊耳徹氏、元富士見丘中学校の校長先生ということで、学

校教育に精通した方ということで、この3人の方を区に勤務する者以外 の者として委員を委嘱するとしてございます。

2番目に、区に勤務する者としては、教育委員会事務局の田中次長。 さらに、学校整備担当の中村部長。さらには、元学校整備担当部長でありました、現在、政策経営部の大竹参事。この3人、計6名で審査会を やるとなってございます。

提案理由のところは、プロポーザル選定委員会を設置する必要がある としてございます。

以上、内容でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

- **庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ご ざいましたらお願いいたします。
- **教育長** プロポーザルの内容について、本教育委員会で議論をするわけではないですから、今日はプロポーザル委員会を設置するということですね。
- **学校整備課長** そうです。委員会を設置するという内容でございます。
- **庶務課長** ほかにはよろしいでしょうか。それでは、教育長、議案の採決 をよろしくお願いいたします。
- **教育長** それでは、採決を行います。議案第2号につきましては、原案の とおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議がございませんので、議案第2号につきましては、原案のと おり可決といたします。

それでは、以上で、本日予定しておりました日程は全て終了いたしま した。

本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。